

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則（案）について

平成22年7月9日  
高知県警察本部交通部  
運転免許センター

1 趣旨

この規則は、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第4条第2項第2号の規定に基づき公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査並びに認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習の実施に関し必要な事項を定めるもの。

2 概要

運転免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が75歳以上のものは道路交通法第101条の4第2項の規定により、認知機能検査を受ける必要があります。

公安委員会が委託して実施する場合は、公安委員会が行う審査に合格した者又は公安委員会が行う講習を終了した者が、認知機能検査を実施しなければならないこととされていることから、当該審査及び講習の実施について必要な事項を定めるものです。

-----  
**公安委員会規則**  
-----

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則をここに公布する。

平成22年 月 日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

**高知県公安委員会規則第 号**

**認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則**

(趣旨)

**第1条** この規則は、運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国公安委員会規則第4号)第4条第2項第2号の規定に基づき高知県公安委員会(次条第1項第3号を除き、以下「公安委員会」という。)が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査(以下「認知機能検査従事者審査」という。)並びに認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習(以下「認知機能検査従事者講習」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(認知機能検査従事者審査)

**第2条** 認知機能検査従事者審査を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

(2) 警察庁が行う認知機能検査(道路交通法(昭和35年法律第105号)第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査をいう。)の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者

(3) 高知県公安委員会以外の都道府県公安委員会が行う運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号の認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者

(4) 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する高齢者講習指導員課程を終了した者(平成22年4月1日以降に終了した者に限る。)

2 認知機能検査従事者審査を受けようとする者は、前項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付して、別記第1号様式による認知機能検査従事者審査申請書を公安委員会に提出しなければならない。

3 公安委員会は、認知機能検査従事者審査に合格した者に対し、別記第2号様式による認知機能検査従事者審査合格証を交付するものとする。

(認知機能検査従事者講習)

**第3条** 公安委員会は、認知機能検査従事者講習を行おうとする

ときは、認知機能検査従事者講習を実施する日時、場所その他当該認知機能検査従事者講習の実施に関し必要な事項を告示するものとする。

2 認知機能検査従事者講習の講習項目及び講習時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 高齢者と認知症の実態及び基礎理論 90分

(2) 高齢運転者対策の概要 60分

(3) 認知機能検査の実施方法 180分

3 自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修若しくは高齢者講習指導員研修又はこれらに類する講習（以下この条において「研修等」という。）で、当該研修等の内容が前項第1号及び第2号に掲げる講習項目に係る認知機能検査従事者講習の内容と同等以上であると公安委員会が認めるものを終了した者は、同項第1号及び第2号に掲げる講習項目に係る認知機能検査従事者講習の受講を省略することができる。

4 認知機能検査従事者講習を受けようとする者は、別記第3号様式による認知機能検査従事者講習受講申込書を公安委員会に提出しなければならない。この場合において、前項の規定に基づき認知機能検査従事者講習の一部の受講の省略を希望する者は、研修等を終了したことを証する書面を添付しなければならない。

5 公安委員会は、認知機能検査従事者講習を終了した者に対し、別記第4号様式による認知機能検査従事者講習終了証を交付するものとする。

（委任）

**第4条** この規則に定めるもののほか、認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関し必要な事項は、高知県警察本部長が定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

|   |   |
|---|---|
| <p>認知機能検査従事者審査申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>高知県公安委員会 様</p> <p>住所</p> <p>氏名 印</p> <p>生年月日</p> <p>認知機能検査従事者審査を受けたいので、認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則第2条第2項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。</p> |   |
| 該当区分  | <p>介護保険法第8条第16項に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師<br/>警察庁が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者<br/>高知県公安委員会以外の都道府県公安委員会が行う運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号の認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者<br/>自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する高齢者講習指導員課程を平成22年4月1日以降に終了した者</p> |
| 備考  |   |

注 「該当区分」欄のいずれかに該当することを証明する書面を添えてください。

第2号様式（第2条関係）

認知機能検査従事者審査合格証

住所

氏名

年 月 日生

あなたは、認知機能検査従事者審査に合格したことを証明します。

年 月 日

高知県公安委員会 印

第3号様式（第3条関係）

|  |  |
|--|--|
| <p>認知機能検査従事者講習受講申込書</p>  |  |
| <p>年 月 日</p>   |  |
| <p>高知県公安委員会 様</p>  |  |
| <p>住所</p>  |  |
| <p>氏名</p>  |  |
| <p>印</p>   |  |
| <p>生年月日</p>  |  |
| <p>認知機能検査従事者講習を受講したいので、認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則第3条第3項の規定により次のとおり申し込みます。</p> |  |
| 受講年月日  | 年 月 日  |
| 受講場所   |  |
| 受講内容   | <p>すべての講習項目に係る講習を受講する。<br/>「高齢者と認知症の実態及び基礎理論」及び「高齢運転者対策の概要」に係る講習の受講の省略を希望する。</p> |
| 備考   |  |
| <p>高知県収入証紙はり付け欄</p>  |  |

注 講習の一部の受講の省略を希望する場合は、その内容が同等以上である研修等を終了したことを証明する書面を添えてください。

第4号様式（第3条関係）

認知機能検査従事者講習終了証

住所

氏名

年 月 日生

あなたは、認知機能検査従事者講習の課程を終了したことを証明します。

年 月 日

高知県公安委員会 印